

医療局職員奨学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 29 号

医療局職員奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

医療局職員奨学資金貸付条例（昭和 40 年岩手県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 485 573 512"><u>医療局職員奨学資金貸付条例</u></p> <p data-bbox="165 531 241 558">(目的)</p> <p data-bbox="120 580 1106 754">第 1 条 この条例は、将来県立の病院及び病院附属診療所（以下「<u>県立病院等</u>」という。）の業務に従事しようとする者に対して<u>医療局職員奨学資金</u>（以下「<u>奨学資金</u>」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、<u>県立病院等の職員</u>の充実を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="165 774 271 801">(貸付け)</p> <p data-bbox="120 823 1106 898">第 2 条 奨学資金は、次の各号に<u>掲げる者</u>で将来県立病院等の業務に従事しようとするものの申請により、その者に貸し付ける。</p> <p data-bbox="152 965 1106 1091">(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「<u>大学</u>」という。）の<u>医学部若しくは歯学部</u>の専門の課程又はこれに進学するための課程の学生（以下「<u>大学の医学部又は歯学部の学生</u>」という。）</p> <p data-bbox="152 1110 1106 1185">(2) <u>医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2 第1項に規定する臨床研修</u>（以下「<u>臨床研修</u>」という。）を行っている者</p> <p data-bbox="152 1204 1106 1331">(3) <u>医師の免許を有し、又は大学の医学部若しくは歯学部を卒業した後、大学の研究室その他の医学に関する研究機関</u>（以下「<u>医育機関</u>」という。）において研究をしている者</p> <p data-bbox="152 1350 1106 1425">(4) <u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する助産師、看護師又は准看護師の養成のための学校又は養成所</u>（以下「<u>看護学校等</u>」</p>	<p data-bbox="1211 485 1581 512"><u>医療局医師奨学資金貸付条例</u></p> <p data-bbox="1173 531 1249 558">(目的)</p> <p data-bbox="1128 580 2114 754">第 1 条 この条例は、将来県立の病院及び病院附属診療所（以下「<u>県立病院等</u>」という。）<u>において医師</u>の業務に従事しようとする者に対して<u>医療局医師奨学資金</u>（以下「<u>奨学資金</u>」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、<u>県立病院等の医師</u>の充実を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1173 774 1279 801">(貸付け)</p> <p data-bbox="1128 823 2114 949">第 2 条 奨学資金は、次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>で将来県立病院等において<u>医師</u>の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、<u>医療局長</u>（以下「<u>局長</u>」という。）が選考により貸し付ける。</p> <p data-bbox="1160 965 2114 1091">(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「<u>大学</u>」という。）の<u>医学部の専門の課程</u>又はこれに進学するための課程の学生（以下「<u>大学の医学部の学生</u>」という。）</p> <p data-bbox="1160 1204 2114 1331">(2) <u>学校教育法に規定する大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち医師の免許を有する者</u>（以下「<u>大学院の医学課程に在学する者</u>」という。）</p>

という。）の学生又は生徒

(保証人)

第3条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、医療局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。

2 [略]

(貸付金額)

第4条 奨学資金の貸付金額は、月額200,000円の範囲内で局長が定める額とする。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、この額を超える額とすることができる。

(貸付方法)

第5条 奨学資金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、局長が別に定める方法により貸付けをすることができる。

(1) 大学の医学部又は歯学部の学生であるとき。 大学を卒業する日

(2) 臨床研修を行っている者であるとき。 臨床研修を終了する日

(3) 看護学校等の学生又は生徒であるとき。 看護学校を卒業する日

(4) 医育機関において研究をしている者であるとき。 当該研究を終了した日

(貸付けの廃止)

第6条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを廃止するものとする。

(1) 退学し、退所し、又は臨床研修をやめたとき。

(2)～(6) [略]

(返還)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けが開始された月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する金銭（貸付けが開始

(保証人)

第3条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、局長の定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。

2 [略]

(貸付金額)

第4条 奨学資金の貸付金額は、月額300,000円の範囲内で局長が定める額とする。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、この額を超える額とすることができる。

(貸付方法)

第5条 奨学資金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、局長が別に定める方法により貸付けをすることができる。

(1) 大学の医学部の学生であるとき。 大学を卒業する日

(2) 大学院の医学課程に在学する者であるとき。 当該課程を修了する日

(貸付けの廃止)

第6条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを廃止するものとする。

(1) 退学したとき。

(2)～(6) [略]

(返還)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定により貸付けを受けた奨学資金の総額（以下「貸付額」という。）に貸付けが開始

された月において医師又は助産師、看護師若しくは准看護師（以下「医師等」という。）の免許を有しない者のうち、医師等の免許を受けた者にあっては当該月分から医師等の免許を受けた日の属する月分までの金額に係るもの、医師等の免許を受けない者にあっては当該月分から返還すべき日の属する月分までの金額に係るものを除く。）を返還の債務に合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、当該利息に相当する金額の全部又は一部を免除し、又は分割返還をさせることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 県立病院等を退職したとき。

2 奨学生は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年12パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還の免除)

第9条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金のうち当該各号に定める返還の債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

(1) 県立病院等に通算して、医師にあっては奨学資金の貸付けを受けた期間（以下この号において「貸付期間」という。）に相当する期間（この期間が1年に満たないときは、1年とする。）、医師以外の者にあっては貸付期間の2分の3に相当する期間（この期間が1年に満たないときは、1

された月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する額（貸付けが開始された月において医師の免許を有しない者のうち、医師の免許を受けた者にあっては当該月分から医師の免許を受けた日の属する月分までの金額に係るもの、医師の免許を受けない者にあっては当該月分から当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月分までの金額に係るものを除く。以下「利息相当額」という。）を合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、分割返還をさせることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 県立病院等を退職したとき（局長の承認を得て引き続いて市町村の開設する病院又は診療所の医師の業務に従事する場合における当該病院又は診療所（以下「市町村立病院等」という。）の医師の業務に従事するため退職した場合を除く。）。

(4) 市町村立病院等を退職後、引き続いて県立病院等の医師の業務に従事しなかったとき。

2 奨学生は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還等の免除)

第9条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

(1) 県立病院等又は市町村立病院等に通算して奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（この期間が1年に満たないときは、1年とする。）在職したとき（局長が特に指定する県立病院等のいずれかに初めて1年以上継続して在職した場合及び局長が特に指定する診療科の業務に1年以上

年とする。) 在職したとき (局長が特に指定する県立病院等に在職した期間については、当該在職期間に、医師にあっては2を、医師以外の者にあっては1.5を乗じて得た期間在職したものとして算定する。)。 返還の債務の額の全部

- (2) 前号に該当する場合のほか、県立病院等に通算して1年以上在職したとき。 返還の債務の額の一部
- (3) 県立病院等に在職中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職したとき。 返還の債務の額の全部又は一部
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により 第8条第1項第2号又は第3号に該当するとき。 返還の債務の額の一部
- (5) 前各号に規定するもののほか、奨学資金を返還し難い特別の事情があると認めるとき。 返還の債務の額の全部又は一部
(返還の猶予)

第10条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 県立病院等の職員として在職するとき。
- (2) 大学の医学部の学生が大学を卒業後、臨床研修し、又は医育機関において研究するとき。
- (3) 看護師の養成のための看護学校等の学生が看護学校等を卒業後、助産師養成のための看護学校等において修学するとき。
- (4) 看護師又は准看護師として県立病院等に勤務した者が、助産師又は看護師養成のための看護学校等において修学するとき。

上継続して従事した場合は、局長が別に定める期間を加えて得た期間在職したものとして算定する。)。 貸付額及び利息相当額の全部

- (2) 前号に該当する場合のほか、県立病院等又は市町村立病院等に通算して1年以上在職したとき。 貸付額及び利息相当額の一部
- (3) 県立病院等又は市町村立病院等に在職中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職したとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一部
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により 前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。 貸付額及び利息相当額の一部
- (5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一部
(返還等の猶予)

第10条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。ただし、第2号の場合にあっては、局長が特別の事情があると認めた場合を除き、通算して6年を限度とする。

- (1) 県立病院等又は市町村立病院等において医師の業務に従事しているとき。
- (2) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修を行い、又は大学の医学部の学生が大学を卒業後、大学の研究室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。

(5) [略]

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の医療局医師奨学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受ける者について適用し、施行日前にこの条例による改正前の医療局職員奨学資金貸付条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 10 条ただし書の規定は、施行日以後に改正後の条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受ける者について適用する。